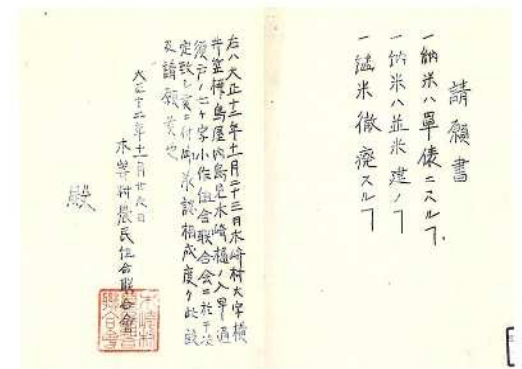


3) 小作争議(農民運動)の目指したもの

1923(大正12)年8~10月に、村内の木崎、早通、須戸、鳥屋、樋ノ入、内島見の各集落にもそれぞれ小作組合が結成されます。そして、笠柳横井小作組合を含む7つの組合の連合組織として1923年11月23日に木崎村農民組合連合会を結成し、日本農民組合関東同盟(農民組合の統一組織)の支援を受けながら組織的な農民運動を展開しました。



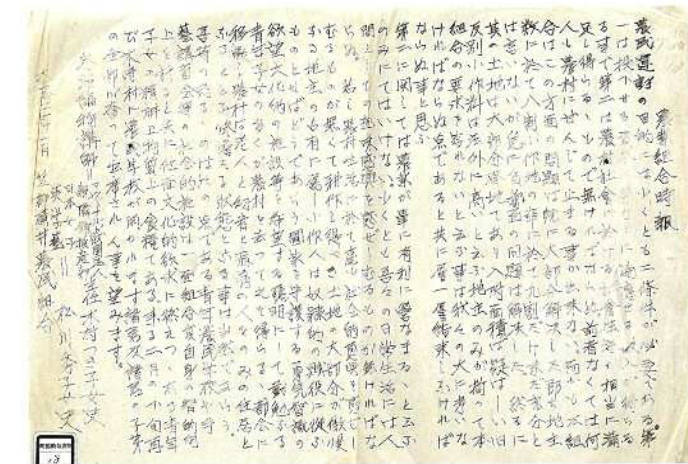
請願書 1923(大正12)年11月

木崎村農民組合連合会の創立大会が1923年11月23日、内島見の長行寺で開かれ、関係地主70余人に対して請願を行うことを決めました。この史料はその関係資料です。

地主へ小作米を納める際に、①米俵を一重装(単俵)として納めること、②米の等級は「並米」で納めること、③継米を撤廃することの3点を請願しています。

※3点の請願について

1916(大正5)年に新潟県が生産米検査を開始し、自家消費米などを除いた全ての米の品質・乾燥・調整・容量・包装の5項目の検査が行われることになりました。包装については、輸送中に俵から米がこぼれ落ちて量が減ることを防ぐため、原則、米俵を二重にすることなどが定められましたが、俵を編む労力は小作人の負担だったため単俵を求めました。また、上・中・並の三等級に区分される検査合格米は、等級の低い並米で納めることを求めました。さらに、昔から、俵から米がこぼれ落ちて米の量が減ることを見越して、俵にあらかじめ多めに米を入れる継米という慣行の撤廃を求めました。この3点を改善することで、小作人たちは生活の安定を目指しました。



農業組合時報 1925(大正14)年1月

1925年に笠柳横井農民組合(小作組合)によって発行されたこの時報には、農民運動の2つの目的が書かれています。

- ①かけた資本と労力に見合った収入を得られるようにすること
- ②農村の生活を面白く感じられる、満足なものにすること

組合員たちは、好奇心旺盛な若者を満足させなければ、農村を担う者がいなくなると案じて、農村生活の充実を図るために運動を行いました。

(書き下し)

農業組合時報

農民運動の目的は、少なくとも二条件が必要である。第一は、投下せる資本と労力とに適應せる収入が得られる事、第二は農村社会に於ける社会生活が、相当に満足し得るもので無ければならぬ。前者なくしては、何人も農村に甘んじて止まる事が出来ない。而かも本組合は、この方面の問題は既に大部分解決した、即ち地主に於て八割、小作地の率に於て九割だけ、未だ充分とは言えないが、兎に角当面の問題は解決した。然るに其の土地は大部分瘠地であり、入附面積は疑はしい、旧反別小作料は法外に高いと云ふ地主のみが、横つて本組合の要求を容れないと云ふ事は、我々の大に考いなければならぬ点であると共に、層一層結束しなければならぬ事と思ふ。

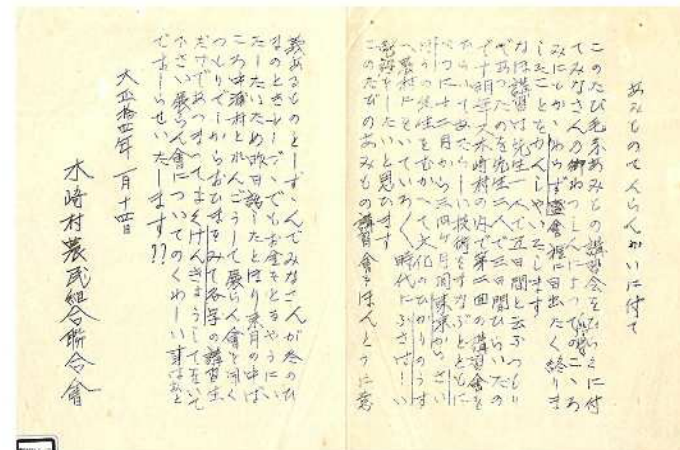
第二に關しては、農業が単に有利に営まると云ふのみにては、いけな。少くとも吾々の日常生活には、人間としての趣味感興を感ぜしむるものが無ければならぬ。若し農村生活に於て、毫も社会的感興を感ぜしむるものが無く、耕作し得べき土地の大部分が、傲慢なる地主の占有に属し、小作人は奴隸的の賤役に従ふものとせばどうであらう、国家を守護する勇氣、智識の欲望、文化的施設等を希望する聰明にして勤勉なる青年子女の多くが、農村を去つて、之を得る。都会に移動し、農村は老人と幼者と病弱の人々のみの住居となると云ふ惨憺たる状態となる事は、当然であらう。

吾等の恐るものは此の点である、青年農民学校や手芸講習会等の社会的施設は、一面組合員自身の智的向上を計ると共に、他面文化的欲求に燃え、ある青年子女の精神上物質上の食糧である。来る二月の下旬、再び木崎村に農民学校が開かれます。諸君及諸君の子弟の全部が奮つて出席されん事を望みます。

参照編物講師

マクドナルド財団法人親隣館授産部
主任 木村つき子女史
日本女子美学塾 松川秀子女史
大正拾四年月 笠柳横井農民組合

あみものてんらんかいに付て 1925(大正14)年1月



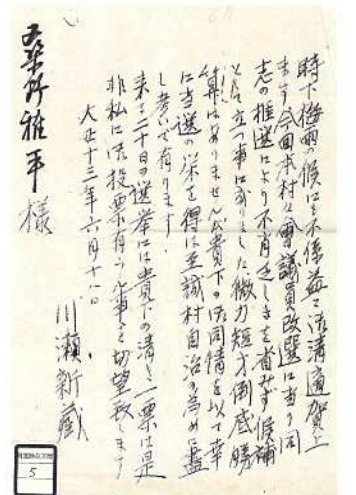
木崎村農民組合連合会では、村の民主化を求めて、村会議員選挙や各集落の区長選挙などへも進出し、政治的な活動も行いました。1925(大正14)年になると、下大谷内、横土居、尾山、浦ノ入の集落にも小作組合が結成され、村内戸数の半数以上が小作組合に加入し、農民運動はさらに拡大していきます。

川瀬新蔵、村会議員選挙立候補につき清き一票を

1924(大正13)年6月

1924年6月、木崎村の村会議員選挙に木崎村農民組合連合会会長の川瀬新蔵が立候補しました。定員16人のところ川瀬をはじめ組合員が7人当選しました(川瀬は以後、議員を通算4期務めます)。

小作人の声が村政に届くことになったこの選挙は、農民運動拡大のきっかけとなりました。



有権者各位に告ぐ 1925(大正14)年3月

新井郷川水害予防組合の議員選挙に、木崎村農民組合連合会から川瀬新蔵など6人が立候補しました。これはその立候補者への投票を呼びかけるものです。

福島潟を水源とする新井郷川は、当時、阿賀野川と合流しており、加えて、上流と下流の水位の差が少ないことから流れが悪く、大雨が降ると川が氾濫・逆流して流域町村に多くの被害を出していました。耕地の水害は農民にとって死活問題であることから、この選挙へ立候補しました。結果は6人とも落選でしたが、村政への進出とともに、住みやすい村を作るための積極的な農民組合の取り組みのひとつと捉えることができます。



1) 近代国家の民として

木崎村の小作農民と激しく対立した濁川村(木崎村の隣村)の眞嶋桂次郎の思想が形成されていくうえで大きな出来事が1878(明治11)年の明治天皇の北陸巡幸です。この前年に16歳で家督を継いだ眞嶋は、巡幸の際には調理掛という役を務めました。新しい明治という世の中心に存在する天皇のために尽くした体験は、眞嶋に「国民」であることを強く認識させ、その後の考え方や行動に強い影響を与えました。



北陸巡幸のために眞嶋家が準備した白縮緬の敷物 1878(明治11)年

内島見の近藤瀬平家で昼食休憩をとられる明治天皇のために、眞嶋家が用意し、天皇の御座所で使用された敷物(大きさ346.5cm×348.5cm)。天皇の御座所が畳のみだと聞いた母が「それでは不敬である」と言ったので、新潟で白縮緬を買い求め、中央に鳳凰、四隅には桐の模様を染めつけ作られました。この敷物は、木箱に収められ、眞嶋家で大切に伝えられていました(北陸巡幸と木箱については25頁参照)。



眞嶋桂次郎(1862~1938)

明治天皇の北陸巡幸と 眞嶋桂次郎と木崎の梨

天皇が国民生活のようすを知るため、また新政府の政策を広く行き渡らせることなどを目的に全国各地への巡幸が行われており、1878(明治11)年には新潟県をはじめ北陸地方・東海地方の視察も行われました。

北陸巡幸は1878年8月30日から11月9日まで行われ、9月19日、天皇は新潟から新発田へ向かう途中で、現在の新潟市北区内を通り、新崎の古山家で休憩、内島見の近藤家で昼食休憩をとられました。

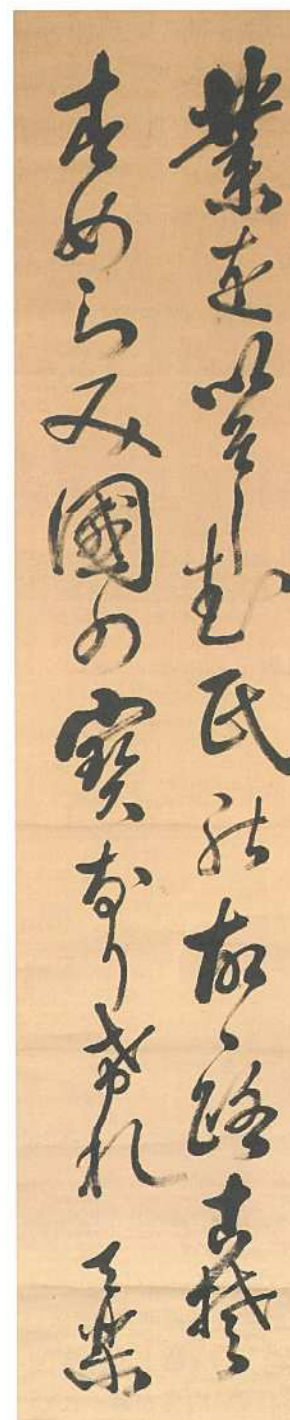
17歳の眞嶋は調理掛という役を務めることになり、2~3日前より近藤家で準備をしました。この日のために新築された御座所には白縮緬の敷物が敷かれました。そして、地元の物産として梨・水瓜(すいか)・葡萄・甜瓜(まくわうり)などを「供天覧」と書いた紙を付けて陳列しました。天皇がそれらをご覧になった後、その梨を召し上がり、さらに梨200個、葡萄100房を買い上げられました。その夜、新発田の行在所に届けられた果物が随行の人々に分け与えられたことを、眞嶋は後年、「臣下を思う深い御仁徳に感激した」と回想しています。

天皇が召し上がったことで、その後、梨は新潟県の産物として有名になり、木崎村も梨の第一等の生産地として有名になりました。



敷物を入れていた木箱

(蓋の墨書)
敷物
明治十一年戊寅秋九月中
天皇越後ニ巡幸
ス内島見 行在所ニ於
テ之ヲ 玉座用ユ



業をいそしむ民のこゝろこそ
すめらみ國の宝なりけれ
天樂

眞嶋桂次郎の書 年不詳

眞嶋は、天樂という雅号で和歌や漢詩を詠み、書を書きました。

この和歌は、「宝」という御題(天皇が出す題)を詠んだもので、「生業に励む民の心こそが皇国の宝である」という意味。眞嶋が考える「国家に対しての国民のあるべき姿」は、生業につとめ励むことであるとの思いが、この歌に込められています。